

占用物件の維持管理に関する 道路管理者から占有者への対応について

➤ 道路法(第39条の8)において、道路占用者は占用物件を適切に維持管理する義務が生じる。

占用物件の維持管理について

■ H30道路法改正の概要

占用物件の維持管理義務の法定(道路法第39条の8)

※ 道路の構造や交通への支障又はそのおそれが生じないよう、道路占用者が占用物件を適切に維持管理する義務



報告徴収・立入検査(道路法第72条の2)

※ 道路管理者は占用者に、道路管理上必要な報告を徴収し、必要に応じて立入検査を行うことができる。



※ 道路占用者が占用物件の維持管理をしていないと道路管理者が認めるとき

措置命令(道路法第39条の9)

※ 維持管理義務違反者に対し、必要な措置を命令

関係条文等

■ 道路法(昭和27年法律第180号)(抄)

(占用物件の管理)

第39条の8 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これを「占用物件」という。)の維持管理をしなければならない。

※ 道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)(抄)

(占用物件の維持管理に関する基準)

第4条の5の5 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- 二 道路占用者が、次に掲げる占用物件の区分に応じ、…当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。
 - イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの 占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき(…道路の占用の期間が五年を超えるものにあつては、…五年を経過したとき及び…更新しようとするとき。)
 - ロ イに掲げるもの以外のもの 占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。
- 三 前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等…が組織されている場合にあっては、当該協議会等…)が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

(占用物件の維持管理に関する措置)

第39条の9 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第72条の2 道路管理者は、…この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、…検査させることができる。

2～4(略)

【論点①】維持管理事項（点検計画）の創設を踏まえた道路の安全性の確保について

- 今後、占用許可申請時に維持管理事項として点検の方法や頻度等を記載する点検計画の提出を求める予定であり、点検結果等によりその実施状況を確認することが可能となる。
- 占用物件の維持管理に関しては、個別法令等に基づく維持管理がなされている場合は、道路の構造又は交通に支障を及ぼしていない限り、道路法39条の8に基づく維持管理が行われているものと認めているが、道路の安全性の確保のためには、点検計画に基づく維持管理を道路占用者において適切に行う必要。

⇒個別法令等に基づく維持管理基準を充足しており、現に道路の構造又は交通に支障を及ぼしていなくとも、点検計画に基づく維持管理がなされていない場合は、道路法に基づく維持管理基準※を充足していない（＝道路の構造又は交通に支障を及ぼすこととなるおそれがある状態）と判断し、維持管理義務違反を認定の上、点検計画に基づく維持管理を求める行政指導や必要に応じて措置命令等を行うことは適切か？

※道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。（道路法施行規則第4条の5の5）

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(占用物件の管理)

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の維持管理をしなければならない。

(占用物件の維持管理に関する措置)

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○道路法等の一部を改正する法律の施行について(H30.9.28国道利第20号・国道メ企第11号路政課長・国道・技術課長通知)(抄)

2 占用物件の維持管理について

(2) 維持管理義務の基準

イ 占有物件については、各物件の管理等について定めた法令（以下「個別法令」という。）において維持管理の基準が定められている場合があるが、当該基準に従って維持管理が適切になされている場合には、一定程度の占有物件の構造の安全性が担保されると考えられることから、道路の構造又は交通に支障を及ぼしていない限り、改正道路法施行規則第4条の5の5の基準に従った維持管理がなされているものと認められる。

- 道路施設と占有物の効率的な維持管理、陥没事故や路上工事等による交通影響を低減などを図るため、道路管理者と占有者の連携・連帯による道路空間マネジメントの実現を目指す。

連携・連帯

道路管理者

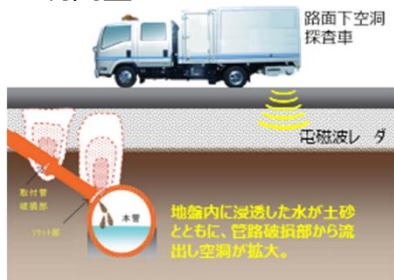


占有者

平常時における連携・連帯

- ・路面下空洞や路面変状の調査
- ・地下空間情報等のデジタル化・統合化
- ・陥没事故や路上工事等による交通影響の低減
- ・施設更新計画に基づく長期的な工事調整
- ・平常時からの情報共有訓練 など

空洞調査



路面変状調査



非常時における連携・連帯

- ・道路や占有物の被災状況の共有
- ・道路啓開作業や復旧作業の円滑化 など

災害時における電力・通信の復旧に向けた関係機関連絡調整会議



関係機関による被災状況の共有



【論点②】占用物件等維持修繕協定の締結を促進するための方策について

- 限られた財源の中で安全性を確保するためには、道路管理者と道路占用者が連携して維持管理を実施する必要
- 一方、占用物件等維持修繕協定は任意規定ではあるものの、連携促進のため、締結を促す方策が必要

⇒不当な義務に抵触せず、許容され得る方策はどのようなものが考えられるか。

（例）「占用物件に起因する道路の構造若しくは交通への支障が生じたとき又は地下占用物等連絡会議において不具合箇所の報告を行うときその他の道路管理者が必要と認めるときに占用物件等維持修繕協定の締結を検討する」旨の許可条件を附し、占用物件等維持修繕協定の締結について、機を捉えて道路占用者に促す。

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

※未施行分（令和八年法律第六十五号による改正）

（占用物件等維持修繕協定の締結）

第二十条の三 道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占有者・・・との連携により道路及び占有物件・・・の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占有者との間において、次に掲げる事項を定めた協定・・・を締結することができる。

- 一 占有物件等維持修繕協定の目的となる道路及び占有物件（次号及び第三号において「協定占有物件等」という。）
- 二 協定占有物件等の維持又は修繕の内容
- 三 前号の協定占有物件等の維持又は修繕に要する費用の負担の方法
- 四 占有物件等維持修繕協定の有効期間
- 五 占有物件等維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(許可等の条件)

第八十七条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

○道路法解説(道路法令研究会編著)(第87条関係抜粋)

一 講学上、「条件」とは、「法律行為の効力の発生又は消滅を、将来発生するか否か不確定な事実の成否にかからしめるところの、法律行為の付款」をいうものとされているが、本条にいう「条件」は、より広義の「行政行為の付款」、すなわち、「行政行為の効果を制限するために意思表示の主たる内容に付加される従たる意思表示」を意味するものと解されている。通説が「行政行為の付款」の種類として挙げるものには次のようなものがある。

1 条件 行政行為の効果を発生不確実な将来の事実にかからしめる意思表示

2 期限 行政行為の効果を将来到来することの確実な事実にかからしめる意思表示。期限の到来によってその効力を生ずることがあり(始期)、また、失うこともある(終期)。

3 負担 主たる意思表示に付随して、行政行為の相手方に対し、これに伴う特別の義務を命ずる意思表示

4 取消権の留保 主たる意思表示に付加し、特定の場合に行政行為を取り消し得べき権利を留保する意思表示

5 法律効果の一部除外 主たる意思表示に付加し、法令が一般にその行為に付した効果の一部の発生を除外する意思表示

三 学説上、行政行為の付款の限界については、「比例原則」、すなわち、法律の根拠に基づいて私人の権利自由を制限する場合、公共の秩序維持という目的達成のための必要性、手段及び制限の程度が保護法益又は侵害される利益と比例していなければならない原則がある。本条第一項の「許可、認可又は承認」は受益処分であって、付款がこの処分によって被処分者の得た利益を制限するものであるという点を考慮すると、これらの処分の目的及び性質、これらの処分によって得た被処分者の地位並びに付款の目的及び態様を比較検討すべきこととなる。

直轄国道における占用許可条件の事例

(道路占用者への協力依頼)

- ・ 今後、当該区間において（道路管理者による）渋滞対策工事を予定しており、その際には協力をする事。

(道路占用者への検討依頼)

- ・ 占用期間満了時まで、占用物件の撤去や移設等の検討を行うこと。

(道路占用者による将来の費用負担)

- ・ 将来、道路管理者が撤去を要請する場合には、占用者の費用負担により、速やかに対処すること。
- ・ 架空線による施設設置は、当該箇所において地中化が実施されるまでの間の暫定措置であるので、将来、当該架空線と同じ電柱に添加されている他の電線が同時に全て地中化される場合において、道路管理者が地中化を指示する場合はこれに応じ、その費用は占用者が負担すること。

(道路占用者による責任の明示)

- ・ 占用により、道路管理者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは占用者の責任において解決すること。
- ・ 車道掘削箇所は復旧後であっても状況を常に把握し、段差が生じるなどが発生した場合は事務所の承認を得て、速やかに占用者の責任において対応すること。